

議案第12号

新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新座市国民健康保険条例（昭和34年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>500,000円</u> を支給する。 2 [略]	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>420,000円</u> を支給する。 2 [略]

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市国民健康保険条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

出産育児一時金の額を改定したいので、この案を提出するものである。